

基本方針

地域金融円滑化のための基本方針

徳島信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項（本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任）
- ・ お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備「本部に専門部署として企業支援課を設置しております」
- ・ お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修「企業支援課において、職員に対し、土曜勉強会を実施しております」
- ・ 中小企業者等金融円滑化法への迅速な対応を図る目的で、平成 21 年 12 月 4 日「金融円滑化推進委員会」を設置、態勢整備が実効的に機能しているか検証等、管理いたします。
- ・ 営業店金融円滑化管理責任者の配置
本店営業部長及び全支店長を「営業店金融円滑化管理責任者」に任命し、ご相談窓口の適切な運営を行います。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。（受付時間：午前9時～午後5時）

徳島信用金庫 コンプライアンス室 電話番号 088-622-3263（直通）

以上